

土岐市駅周辺

空き家解体の 補助金があります

上限 **50** 万円

解体工事費の
1/2
を補助！



あなたの空き家は対象？

- ☐ 土岐市の「まちなか居住促進区域内」にある。
- ☐ 解体後の土地を「住宅用地」として不動産業者（宅建業者）へ売却する。
- ☐ まだ解体工事を始めていない。
- ☐ 市税の滞納がない。
- ☐ 他の解体・リフォーム補助金をうけていない。

補助金受け取りまでの5ステップ



①事前準備・申請

②交付決定

③解体・譲渡

④完了報告

⑤請求・交付

土岐市まちなか空き家解体・居住促進補助金

土岐市駅周辺まちづくり基本計画に基づき、空き家の解体を補助することで、土地の宅地化と移住定住人口増加を目指します。

対象者

- ・ 空き家の所有者（宅建業者は除く）
またはその相続人
- ・ 市税滞納なし
- ・ 暴力団関係者でないこと
- ・ 共有名義の場合は全員の同意書が必要

対象金額

- ・ 補助対象経費の1/2
- ・ 上限50万円（端数切り捨て）
- ・ 補助対象者に支払い

対象事業

- ・ 解体工事を行う住宅（長屋・共同住宅は全戸）
- ・ 解体後の土地を住宅用地として事業者へ譲渡
- ・ まちなか居住促進区域内にある空き家
- ・ 他補助金との併用不可
- ・ 交付決定後に解体する工事



※ 詳しくはホームページをご覧ください、お電話にてお問い合わせください。

Q & A よくあるご質問

Q 解体後の事業者への譲渡とは？

A 宅地建物取引業の許可を受けた事業者に対し、住宅を建てるための土地として売却等を行う必要があります。

Q 申請と同時に工事はできる？

A 交付決定後に解体する工事が対象となります。決定前に工事を行った場合は対象となりません。

Q 土地に抵当権が設定されている場合は？

A 抵当権を抹消いただくか、権利者が当該空き家解体について同意している必要があります。

土岐市役所 市民活動課

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

☎ 0572-54-1111（内線357）

✉ katsudou@city.toki.lg.jp



ホームページ